

# 長期優良住宅(200年住宅)に係る 新築特例措置

- 対象資産

平成21年6月4日以降に新築された認定長期優良住宅のうち一定のもの

- 軽減額 固定資産税額の2分の1を減額

- 対象床面積 1戸あたり120m<sup>2</sup>を限度

- 減額期間 新築から5年度分(中高層耐火住宅は7年度分)

- 適用除外 現行の新築住宅の特例減額との併用不可

# 認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準を満たすことについて行政庁の認定を受けた新築住宅

- 劣化対策 等級 3
- 耐震性 等級 2 又は 3
- 維持管理の容易性
- 可変性
- バリアフリー性
- 省エネルギー性
- 居住環境
- 住戸面積
- 維持保全計画（建築及び維持保全の状況に関する記録（住宅履歴書）の作成・保存が必要）

# 減額の申告

- 提出書類

  - 固定資産税減額申告書

- 申請期限

  - 新築後、新たに固定資産税が課税されることとなる賦課期日の年の1月31日

- 添付書類

  - 建築主事を置く市町村長または都道府県知事が発行する長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し

# 減額措置の対象となる長期優良住宅

- 長期優良住宅の認定基準を満たすもののうち次の要件を満たすもの。
  - 減額対象床面積
    1. 戸建て住宅 75 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下
    2. 共同住宅 55 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下
- ※地域の実情により、一戸建て住宅55 m<sup>2</sup>、共同住宅等40 m<sup>2</sup>までを限度に引下げ可能。
- 区分所有の家屋（別荘部分を除く。）人の居住の用に供する部分の床面積が全床面積の2分の1以上